

○愛媛海区漁業調整委員会指示第125号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、
にほんうなぎの採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和3年3月30日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

1 指示の内容

(1)採捕を禁止する水産動物

全長25センチメートルを超えるうなぎ

(2)禁止期間

10月1日から翌年3月31日まで

(3)禁止区域

愛媛海区（公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面）

(4)適用除外

愛媛県漁業調整規則第47条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。

2 指示の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで